

豊田市感震ブレーカー設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、感震ブレーカー設置等に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において感震ブレーカーとは、地震発生時において一定以上の揺れを感知して、電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機器であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有する内蔵型のもの。
- (2) 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有する後付型のもの。
- (3) 前2号と同程度の機能を有する一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの。
- (4) 一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けている簡易タイプ及びコンセントタイプのもの。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、地震の揺れに伴う電気機器からの出火及び停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐ感震ブレーカーの設置等に係る補助金を交付することにより、地震発生時における住宅からの出火の予防並びに自助による市民の防災力の向上に資することを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に自らが所有し、居住する又は居住しようとする住宅に感震ブレーカーを設置しようとする個人（設置する住宅が賃貸目的の住宅である場合においては、当該住宅の居住者が設置する場合に限る。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (3) 豊田市税を滞納していない者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に所有し、居住する又は居住しようとする住宅の分電盤を第2条第1号に該当する感震ブレーカーが内蔵された分電盤に取り付けること。
- (2) 市内に所有し、居住する又は居住しようとする住宅の既設分電盤に第2条第2号に該当する感震ブレーカーを取り付けること。
- (3) 市内に所有し、居住する又は居住しようとする住宅に、分電盤とともに第2条第3号に該当する感震ブレーカーを取り付けること。
- (4) 市内に所有し、居住する又は居住しようとする住宅に第2条第4号に該当する感震

ブレーカーを購入すること。ただし、補助の対象となる感震ブレーカーは、新品のものとする。

2 前項に定める事業で助成する住宅は国、地方公共団体の所有でないものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて定める額とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付は、1戸につき1回限りとする。

(1) 前条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する場合は、その取替え又は取付けに要する費用に2分の1を乗じた額とし、1戸あたり20,000円を上限とする。

(2) 前条第1項第4号に該当する場合は、その購入及び設置に要する費用に2分の1を乗じた額とし、1戸あたり3,000円を上限とする。

2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 第5条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する事業の場合

感震ブレーカーを設置(機器の購入を含む)する前に、感震ブレーカー設置等補助金交付申請書(様式第1-1号)に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

ア 設置前の写真

イ 費用の内訳が分かる見積書

ウ 規格適合品であることが分かるカタログ等

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 第5条第1項第4号に該当する事業の場合

感震ブレーカーの購入及び設置後に、感震ブレーカー設置等補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1-2号)に、次に掲げる書類を添付して、購入日から30日を経過した日又は2月末日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

ア 領収証の写し(領収証を添付できない場合は、購入店舗証明欄への記載をもって代えることができる。)

イ 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

2 第1項第2号の規定による提出があったときは、当該提出をもって実績報告があったものとみなす。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項第1号の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、感震ブレーカー設置等補助金交付決定通知書(様式第2号-1)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項第2号の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、感震ブレーカー設置費等補助金交付決定書兼確定通知書(様式第2号-2)により申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

4 前条第1項第1号に該当する申請者は、交付決定の通知後に、当該申請に係る感震ブレーカーを設置しなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更する場合は、直ちに市長に感震ブレーカー設置等補助金交付変更承認申請書(様式第3号。以下「変更承認申請書」という。)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第8条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定の通知)

第10条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金等の交付の変更を承認したときは、感震ブレーカー設置等補助金等変更決定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知しなければならない。

(完了報告等)

第11条 交付決定者は、第5条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、感震ブレーカーの設置等が完了(廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。)したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は交付を決定した日が属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、感震ブレーカー設置等補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収証の写し

(2) 設置後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第1項第4号に該当する場合は、第7条第1項第2号の規定による提出をもって、前項の実績報告があったものとみなす。

(額の確定及び交付)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、感震ブレーカー設置等補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 この通知を受け取った後は、速やかに所定の請求書(様式第7号)を提出すること。

3 第5条第1項第4号に該当する場合は、第8条第2項の規定による交付の決定をもって補助金の額の確定をしたものとみなし、当該決定後に補助金を交付するものとする。

(検査等)

第13条 市長は、交付決定者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金等を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 提出書類において虚偽の申請、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
- (4) 第4条第2号の要件に違反したとき。
- (5) 前条第1項の報告を拒否したとき又は検査に協力しなかったとき。
- (6) その他補助金等の運用を不相当と認められたとき。

(免責)

第15条 補助金の交付を受けて感震ブレーカーを設置した住宅について、地震の発生等による被害が発生した場合においても、市はその責任を負わない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

年 月 日

豊田市長 様

〒 -

(申請者) 住所

フリガナ
氏名

電話番号 () -

年度 感震ブレーカー設置等補助金交付申請書 (分電盤タイプ用)

年度において、感震ブレーカー設置等補助金の交付を受けたいので、豊田市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

所在地	豊田市
設置種別	<input type="checkbox"/> 内蔵型 (<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設の取替え) <input type="checkbox"/> 後付け型 (<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設の取替え <input type="checkbox"/> 既設に付加)
設置予定品 (メーカー・型番)	
設置に要する金額 ¹ (税込み)	
交付申請額 ²	
完了予定日	年 月 日

所有者または管理者の承諾 (賃貸の場合)

私が所有又は管理する住宅に、上記機器を設置することを承諾します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

備 考

- 1 所有者または管理者の承諾は、新築等の際に感震ブレーカー（内蔵型）を取付ける場合は、記入不要です。
- 2 申請額は 100 円単位とし、100 円未満は切り捨ててください。

<誓約、同意事項> にチェック（）を記入してください。

- これまでに本事業から感震ブレーカー設置費等補助金を受けたことはありません。
- 豊田市税について滞納はありません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 6 号に規定する暴力団員若しくは同条第 2 号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係はありません。市が必要な場合には、警察に照会することに同意します。
- 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。

申請者名 _____

様式第1-2号(第7条関係)

年 月 日

豊田市長 様

〒 -

(申請者) 住所

フリガナ
氏名

電話番号 () -

年度 感震ブレーカー設置等補助金交付申請書兼実績報告書 (簡易・コンセントタイプ)

年度において、感震ブレーカー設置等補助金の交付を受けたいので、豊田市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

所在地	豊田市
購入製品 (メーカー・型番)	
購入価格 (税込)	
交付申請額 ¹	
購入年月日	年 月 日

1 申請額は100円単位とし、100円未満は切り捨ててください。

(店舗記入欄)

領収証の写しが添付できない場合は、購入店舗証明欄に証明を受けてください。

上記、メーカー、品名、購入年月日、購入価格のとおり、感震ブレーカーを販売したことを証明します。

年 月 日

店舗所在地 _____

店舗名称 _____ 印

(添付書類)

- 1 領収証の写し (ただし、領収証の写しが添付できない場合、購入店舗証明欄の記載により代えることができる。)
- 2 その他市長が必要と認める書類

<誓約、同意事項> にチェック (☑) を記入してください。

- これまでに本事業から感震ブレーカー設置費等補助金を受けたことはありません。
- 豊田市税について滞納はありません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条 6 号に規定する暴力団員若しくは同条第 2 号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係はありません。市が必要な場合には、警察に照会することに同意します。
- 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。

申請者名 _____

請 求 書				年度	決定区分	A	B	C	D	E	F	G	H	
豊田市長	様	合計	枚	円	伝票番号	-		-						
(課 扱)				年 月 日	課コード									
金額				円				請求番号						
								下記口座へ振込ください。						
事業名 感震ブレーカー設置等補助金								金融機関名(支店名まで記入してください)						
								口座番号 普・当 NO						
上記のとおり請求します。 郵便番号 - (電話 -) 住 所 氏 名 (団体名及び代表者名)								口座名 (名義人) ※フリガナをつけてください						
								年 月 日						
連絡事項				A B C D				検収者 ㊟						

太枠内のみ記入してください

注) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写しの添付

(裏面)

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長



年度 感震ブレーカー設置等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 感震ブレーカー設置等補助金については、豊田市感震ブレーカー設置等補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり交付することを決定します。

補助金の額	金 , 000円
交付の条件	

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長



年度 感震ブレーカー設置等補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で交付申請のありました 年度 感震ブレーカー設置等補助金については、豊田市感震ブレーカー設置等補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり補助金等の交付決定及び金額を確定しましたので通知します。

補助金の額	金 , 000円
-------	----------

年 月 日

豊田市長 様

〒 -

(申請者) 住所

フリガナ
氏名

電話番号 () -

年度 感震ブレーカー設置等補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました感震ブレーカー設置等補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、豊田市感震ブレーカー設置等補助金要綱第 9 条第 1 項の規定により承認されたく申請します。

交付申請額	変更前	金 , 000円
	変更後	金 , 000円
変更の理由		
変更の内容		

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長



年度 感震ブレーカー設置等補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知しました感震ブレーカー設置等補助金交付変更承認申請書に対する補助金等の交付決定を次のとおり変更します。

変更決定額	金 , 000円
変更の条件	

年 月 日

豊田市長 様

〒 -

(申請者) 住所

フリガナ
氏名

電話番号 () -

年度 感震ブレーカー設置等補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定を受けました補助事業を完了(廃止・中止)しましたので、豊田市感震ブレーカー設置等補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり報告します。

完了年月日	年 月 日
廃止又は中止の理由	

添付書類

- 1 領収証の写し
- 2 設置後の写真
- 3 その他市長が必要と認める書類

様

豊田市長



年度 感震ブレーカー設置等補助金等確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度 感震ブレーカー設置等補助金については、豊田市感震ブレーカー設置等補助金等交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金等の額を確定しましたので、通知します。

補助金確定額	金 , 000円
--------	----------

備考

- 1 この通知を受け取った後は、速やかに所定の請求書を提出してください。
- 2 申請者と振込先口座の名義人が異なる場合は、委任状が必要です。
- 3 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写しを添付してください。

様式第7号(第12条関係)

請 求 書

				年度	決定区分	A	B	C	D	E	F	G	H													
豊田市長 様		合計	枚	円	伝票番号	-		-																		
(課扱) 年 月 日					課コード																					
<table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table>					金額													円	請求番号							
					金額													円								
下記口座へ振込ください。																										
事業名					金融機関名(支店名まで記入してください)																					
感震ブレーカー設置等補助金					口座番号 普・当 NO																					
上記のとおり請求します。					口座名(名義人) ※フリガナをつけてください																					
郵便番号 - (電話 -)																										
住 所																										
氏 名					年 月 日																					
(団体名及び代表者名)																										
連絡事項					A	B	C	D	検収者					㊟												
(連絡先)					(担当)																					

太枠内のみ記入してください

注) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写しの添付